

重要事項説明書（未来発電S・未来発電L）

本書では、当社がお客さまに電気を販売する際の条件を概説します。詳しくは当社電気供給契約書をご確認願います。

1. お申し込みの方法

当社の電気供給契約書の別紙2「電気供給約款（低圧用太陽光電力供給契約）」の供給条件を承諾の上、当社所定の申込書をご提出いただくことによりお申し込みいただけます。

2. 使用開始の予定年月日

現在ご契約中の小売電気事業者からの切り替えにより使用を開始する場合は、原則として、所定の手続きを完了した月の検針日または翌月の検針日となります。

3. 契約電流・契約容量・契約電力

原則、現在ご契約中の小売電気事業者との契約電流・契約容量・契約電力に則り、プランの設定を行います。託送契約は実量制を採用しており、当社の託送料金の負担はお客様の過去1年間の最大需要電力をベースとします。

4. 供給電圧および周波数

- (1) 供給電圧は、未来発電S・未来発電Lの場合、交流単相2線式標準電圧100ボルト、または交流単相3線式標準電圧100ボルト、および200ボルトです。
- (2) 周波数は、原則として標準周波数50ヘルツ（北海道電力管内・東北電力管内※一部地域は60ヘルツ・東京電力管内）、もしくは標準周波数60ヘルツ（中部電力管内※一部地域は50ヘルツ・北陸電力管内・関西電力管内・中国電力管内・四国電力管内・九州電力管内）です。

5. 電気料金

料金は、未来発電S・未来発電Lの場合、基本料金と従量料金とのうち、どちらか大きい額に再生可能エネルギー発電促進賦課金、および燃料費調整額を加えたものとします。ただし、太陽光発電設備で発電し、利用した電気については、再生可能エネルギー発電促進賦課金、および燃料費調整額はかからないものとします。

電力エリア	基本料金 (税込)		従量料金単価 (税込)		自家消費料金単価(税込)			
	未来発電 S	未来発電 L		未来発電 S	未来発電 L	未来発電 S	未来発電 L	
北海道電力管内	契約電流 10Aにつき 0.00 円	1kVA に つき 0.00 円	1kW 時 に つ き	42.00 円	46.20 円	1kW 時 に つ き	34.00 円	36.00 円
東北電力管内	契約電流 10Aにつき 0.00 円			36.90 円	41.20 円		28.00 円	31.00 円
東京電力管内	契約電流 10Aにつき 0.00 円			36.70 円	40.80 円		28.00 円	29.00 円
中部電力管内	契約電流 10Aにつき 0.00 円			27.70 円	28.80 円		27.00 円	28.00 円
北陸電力管内	契約電流 10Aにつき 0.00 円			-	37.40 円		-	27.00 円
関西電力管内	1 契約に つき 0.00 円			25.50 円	27.50 円		25.00 円	27.00 円
中国電力管内	1 契約に つき 0.00 円			-	39.40 円		-	30.00 円
四国電力管内	1 契約に つき 0.00 円			-	36.50 円		-	29.00 円
九州電力管内	契約電流 10Aにつき 0.00 円			27.40 円	29.40 円		26.00 円	28.00 円

6. 割引適用条件・割引額

■ガス割

<適用条件>

「Loop でんき」「Loop ガス」をご契約されており、以下の条件を全て満たす場合、「ガス割」を適用します。

- ①Loop でんき及びLoop ガスの需要場所が未来発電S/Lの需要場所と同一であること
- ②Loop でんき及びLoop ガスのお支払方法が未来発電S/Lと同一であること

<割引額(税込)>

従量料金単価から以下の金額を割引きます。※オール電化割との併用不可

- ・未来発電S：-0.4円
- ・未来発電L：-0.5円

■EV割

<適用条件>

以下の条件を全て満たす場合、「EV割」を適用します。

- ①お客様自身が電気事業者（以下、「EV車」といいます。）を保有しており、EV車の充電設備がご自宅に備わっていること
- ②2022年11月30日以前に申し込みが完了していること

供給条件を満たさない状況が確認された場合は、割引適用を解消する可能性があります。

<割引額(税込)>

従量料金単価及び自家消費料金単価から以下の金額を割引きます。

- ・未来発電S：-1.0円
- ・未来発電L：-1.0円

■オール電化割

<適用条件>

- ①お客様の住宅がオール電化の場合、「オール電化割」を適用します。
- ②2022年11月30日以前に申し込みが完了していること

供給条件を満たさない状況が確認された場合は、割引適用を解消する可能性があります。

<割引額(税込)>※ガス割との併用不可

従量料金単価及び自家消費料金単価から以下の金額を割引きます。

- ・未来発電S：適用不可

・未来発電L:-3.0円

7. 工事費等

託送供給等約款に基づいて工事費負担金等、お客さまに電気を供給することに関連して一般送配電事業者から請求を受けた費用について、当社はその実費を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

8. 計量・料金算定について

- (1) 系統から使用した電力量の計量は、計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合を除き、一般送配電事業者の設置する計量器によるものとします。また、自家消費分の電力量の計量は、当社が設置した計量器に基づいて計量いたします。
- (2) 料金の算定期間は「一月」とし、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とします。
- (3) 計量の結果は、料金の算定期間ごとにお客さまにお知らせいたします。

9. お支払方法

- (1) 毎月の電気料金については、当社指定のクレジットカード、または当社が指定する方法にてお支払いいただきます。
- (2) 工事費負担金については、その都度、当社が指定した金融機関を通じて払い込みによりお支払いいただきます。

10. お客さまのご協力

- (1) 需要場所への立入りによる業務の実施
電気供給契約の遂行上、需要場所への立入りが必要と認められる場合、お客さまの承諾を得て、お客さまの土地、または建物に立入らせていただくことがあります。
- (2) 施設場所の提供
一般送配電事業者が、お客さまへの電気の供給に伴う設備等の施設場所の提供を求めた場合、それらの場所を無償で提供していただくものとします。
- (3) 保安に対するお客さまのご協力
一般送配電事業者の供給設備に故障等の障害が発生、または一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼす恐れがあると認めた場合には、当社と一般送配電事業者に通知していただきます。

11. 契約期間

契約期間は、料金適用開始日から10年間といたします。

12. 当社からの申し出による契約の解約

お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気供給契約の解約をする場合があります。なお、この場合には、解約の15日前までに通知いたします。ただし、(7)または(8)に該当する場合には、通知を行うことなく即時に解約することといたします。

- (1) 本供給約款第26条によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
- (2) お客さまが、本供給約款第35条(1)による通知をされなくて、その供給場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合
- (3) 支払期日を15日経過してもお客さまが料金を支払わない場合
- (4) 支払期日を15日経過してもお客さまが当社を当事者とする他の電気供給契約（既に終了しているものを含みます。）の料金を支払わない場合
- (5) 本供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（違約金、工事費負担金その他本供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払わない場合
- (6) お客さまが、毎月の料金の支払いに際して、本供給約款第21条(2)所定の当社が指定した支払方法に違反した場合
- (7) 電気供給契約の申込み内容に電気供給契約を継続しがたい重大な誤り等が合った場合
- (8) お客さまがその他本供給約款に違反した場合

13. 違約金

期間満了による終了を除く事由により契約が終了（解約及び解除を含む）した場合、太陽光発電設備の扱いは、次のいずれかとします。

- (1) 当社が定める当該設備の資産価値で、当該設備を当社から譲り受けること。
- (2) 撤去費用をお客さまの負担として当該設備を撤去し、違約金を当社に支払うこと。

	本契約の解除日	金額（税抜）
太陽光発電システム 1kWあたり	料金適用開始日から1年が経過する日の前日まで	¥220,000
	料金適用開始日から1年が経過する日以降、且つ2年が経過する日の前日まで	¥220,000
	料金適用開始日から2年が経過する日以降、且つ3年が経過する日	¥200,000

	の前日まで	
	料金適用開始日から3年が経過する日以降、且つ4年が経過する日の前日まで	¥170,000
	料金適用開始日から4年が経過する日以降、且つ5年が経過する日の前日まで	¥150,000
	料金適用開始日から5年が経過する日以降、且つ6年が経過する日の前日まで	¥130,000
	料金適用開始日から6年が経過する日以降、且つ7年が経過する日の前日まで	¥110,000
	料金適用開始日から7年が経過する日以降、且つ8年が経過する日の前日まで	¥90,000
	料金適用開始日から8年が経過する日以降、且つ9年が経過する日の前日まで	¥70,000
	料金適用開始日から9年が経過する日以降、且つ10年が経過する日の前日まで	¥40,000

■ 小売電気事業者：株式会社 Loop（小売事業者登録番号：A0021）

■ TEL：03 - 5846 - 2326（平日 9:00 - 18:00）

■ <https://loop.co.jp/service/home/mirai-hatsuden>